

平成 21 年 4 月 30 日

各 位

エ ス テ ー 株 式 会 社
代表執行役社長 鈴 木 喬
(コード番号 4951 東証第一部)
問合せ先 人事・総務グループ
マネージャー 清水 信夫
TEL 03(5906)0735

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 18 日開催予定の第 62 期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) インターネットの普及を考慮し、利便性向上および公告手続き合理化のため、当社の公告方法を東京都において発行する日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。
- (2) 平成 16 年 6 月 9 日公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと（いわゆる「株券の電子化」といいます。）から、これに対応するために、株券を前提とした規定の削除および他所要の変更を行うものであります。
また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。
- (3) 一部表現の統一・変更および条文削除に伴う条数変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 18 日（木）

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 18 日（木）

以 上

定款変更新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>【公告方法】</p> <p>第4条 当社の公告方法は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>【株券の発行】</p> <p>第7条 当社は株式にかかる株券を発行する。</p> <p>【単元株式数および単元未満株券の不発行】</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>第9条～第10条 (条文省略)</p> <p>【株主名簿管理人】</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当社の株主名簿、<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第12条～第22条 (条文省略)</p> <p>【取締役会会長】</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により、取締役会会長1名を選任する。</p> <p>【取締役会の招集】</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>2. 第31条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が指名する者は前項の定めに関わらず、取締役会を招集することができる。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>4. (条文省略)</p> <p>第25条～第50条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p>【公告方法】</p> <p>第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>【単元株式数】</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>第8条～第9条 (現行どおり)</p> <p>【株主名簿管理人】</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第11条～第21条 (現行どおり)</p> <p>【取締役会会長】</p> <p>第22条 取締役会は、その決議により、取締役会会長1名を選定する。</p> <p>【取締役会の招集】</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2. 第30条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が指名する者は前項の定めに関わらず、取締役会を招集することができる。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>第24条～第49条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社では、取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>